⑴　広域放送

中波放送の放送対象地域	中波放送の親局の送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数（MHz）
関東広域圏	東　京	東　京	90.5 91.6 93.0
中京広域圏	名古屋	名古屋	92.9 93.7
近畿広域圏	大　阪	大　阪	90.6 91.9 93.3

（注１）　中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、上表に掲げる補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない。この場合において、当該補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域のうち受信障害の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する超短波放送の電界強度を確保するために必要最小の値とする。

（注２）　平成32年３月31日までに使用されない場合は、当該周波数について、削除するものとする。

⑵　県域放送

中波放送の放送対象地域	中波放送の親局の送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数（MHz）
北海道	札　幌	札　幌	90.4 91.5
青森県	青　森	青　森	91.7
岩手県	盛　岡	盛　岡	90.6
宮城県	仙　台	仙　台	93.5
秋田県	秋　田	秋　田	90.1
山形県	山　形	山　形	92.4
福島県	福　島	福　島	90.8
茨城県	水　戸	水　戸	94.6
栃木県	宇都宮	宇都宮	94.1
神奈川県	横　浜	横　浜	92.4
新潟県	新　潟	新　潟	92.7
富山県	富　山	富　山	90.2
石川県	金　沢	金　沢	94.0
福井県	福　井	福　井	94.6
山梨県	甲　府	甲　府	90.9
長野県	長　野	長　野	92.2
岐阜県	岐　阜	岐　阜	90.4
静岡県	静　岡	静　岡	93.9
滋賀県・京都府	京　都	大津又は京都	94.9
兵庫県	神　戸	神　戸	91.1
和歌山県	和歌山	和歌山	94.2
鳥取県・島根県	米　子	鳥取又は松江	92.2
岡山県	岡　山	岡　山	91.4
広島県	広　島	広　島	94.6
山口県	周　南	周　南	92.3
徳島県	徳　島	徳　島	93.0
香川県	高　松	高　松	90.3
愛媛県	松　山	松　山	91.7
高知県	高　知	高　知	90.8
福岡県	福　岡	福　岡	90.2 91.0
佐賀県・長崎県	長　崎	佐賀又は長崎	92.6
熊本県	熊　本	熊　本	91.4
大分県	大　分	大　分	93.3
宮崎県	宮　崎	宮　崎	90.4
鹿児島県	鹿児島	鹿児島	92.8
沖縄県	那　覇	那　覇	91.5 93.1

（注１）　中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、当該補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない。この場合において、当該補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域のうち受信障害の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務